

傍流の正論

税歴60年の教え

■弁護士・税理士 品川 芳宣

5

昭和37年3月30日、当時千代田区代官町(乾門の前)にあった国税庁税務講習所東京支所(現)の門をくぐった。翌日の身体検査を受け、4月1日から晴れて税務職員となり、「普通科22期生」の研修がスタートした。校舎は、近衛兵の兵舎を再利用したもので、寮生活は6畳に3人居という窮屈な生活であったが、勉強は楽しかった。当時の普通科の研修では、1年間で短期大学以上のカリキュラムが組まれていると聞かされたが、初めて勉強に専念できる環境が与えられた思いであった。

授業の充実とは別に、外部の著名人による教養講話は考えさせられることが多かった。その中で、今でも記憶しているのものに、「努力3代」という講話があった。それは、努力したらすぐ成果があらわれるものではなく、そのような努力は、親、子、孫の3代にわたって続ければ、成果は必ずあらわれる、というものであった。今思っても、そのような壮大な努力をしたことがなかったので、成果があらわれなくても不平を言うことはできないが、努力の継続の重要性は認識させられた。

また、当時の普通科の教育官も、立派で異色な方が多かった。というのは終戦後、外地からの引揚者や軍人であった人たちが職がないということで、国税庁(特に、東京国税局)は、そのような人々を数多く採用したことがあった。採用された人たちは、旧制大学卒や軍の幹部候補生の方が多く、戦後の税務行政の基礎を造ったとも言われる。そして、普通科の教育官も、そういう人たちが多く、いわゆる役人的でない人が多かった。

筆者の班の担当教育官のK先生も、元軍人であるという風格を持っている方であった。当時の研修生は、東京国税局と関東信越国税局とに所属していたので、両局長の講話があった。その1人は、元総理大臣の御曹司であったこともあ

り、大蔵省では、特別の存在であった。その講話には、所長以下全教育官も参加され、きき立派なお話がつかかえるものと期待していた。しかし、その内容は、労働組合問題に終始し、某組合には入るな、というものであったため、がっかりして、不意にも途中で頬杖をついてしまった。それを見た所長が激怒し、K先生に、厳しく叱るような指示があったようである。K先生から、誰もいない教室に呼び出され、講話の時の席を確認した上で、所長が激怒していることを伝えられた。しかし、K先生は、「あの講話では頬杖もつきたくなるな!」しかし、所長

のようなお考えが一般的だから注意したほうがいい、今日は厳しく叱ったこととしておくから頑張りをなさい」と笑って励ましてくれた。先生の度量の広さに強い感銘を受けた。

また、所得税法のN先生は、「申告所得税における申告水準はせいぜい5〜6割である。それを8割程度に引き上げるのが我々の仕事だ! 10割にしたらむしろ旗が立つ」と話していたが、申告納税制度の真髄を突いているものと考えられる。現在、消費税について手問かかるインボイス制度を導入し、100%正確な税込確保が図れると喧伝しているが、それとて欠陥が多いことを考えれば、現行制度の方がむしろベターである。

そして、入所した秋には、その年に導入された国税通則法の講義が始まったが、講義の冒頭に、国税徴収法担当のO先生が、「国税庁の会議で徴収の担当が通則法を講義することになった。しかし、我々は、滞納処分が専門であり、通則法はむしろ賦課

関係が多いので、個人的には反対である。私の講義が不十分なのは、国税庁の判断が誤りであったと悪いなさい」と言われた。その後、国税通則法が国税徴収法の一部であるかのように取り扱われ、国税職員も税理士も、租税手続法の根幹を見失う実務を続けている。その弊害が大きいことは、筆者が大学院で税理士に対して国税通則法を講義するに至った時に一層痛感した。

このように、当時の普通科研修は、物事の本質を突くユニークな教育が多かっただけに、研修生にとって極めて有益であった。

つ、その対価を譲渡人が収入として得ているときであっても、一定の目的のために、譲渡がなかったものとして表示する会計基準であるとしました。

一方、法人税法は、「適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とし、略〜基本的に収入の原因となった

計上時期を人為的に操作する余地を生じさせる点において、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとはいえないというべきである。このような処理による企業の利益計算は、法人税法の企図する公平な所得計算の要請という観点からしても認し難いものといわざ



小林 秀男
税理士

会計処理に必要な 法人税の知識

会計基準が争われた裁判

傍流の正論

税歴60年の教え

■ 弁護士・税理士 品川 芳宣

6

普通科卒業時、配属署と所属する課の希望を聞かれたので、「新潟大学を休学しているので、置は新潟で、総務課以外の税金の仕事なら何でもやります」と答えておいた。卒業式当日、手渡された辞令には、「銚子税務署総務課」と書かれていた。無然として受け取り、研修中に国家公務員中級試験にトツで合格し、中央省庁からの誘いもあったので、迷いがあった。しかし、一週間後、同期8名、S総務課長に率いられて着任した。「銚子は国の突外れ」と言われるだけあって、西国駅から約3時間の汽車旅は長く感じた。

当時の銚子税務署は、総勢22名、約3割は普通科1〜3年の若年(員質)職員であった。着任してまもなく、税務職員の宿命とも言える悲しい話を聞かされた。一つは、間税課酒税係の人たちが、毎月特定の日に花束を持って近くのお寺にお参りに行っていた。総務課の先輩の方に、「酒税係の人たちは何をしに行くのですか」と聞いた。答えは、「10年ほど前、密造酒の摘発に行った職員が、摘発の現場(畑)で撲殺された日(月命日)にお参りに行く」とのことであった。そのようなことは、研修中にも聞かされたことがあったが、身近なこと知らされ、税務職員の厳しい職務を思い知らされた。その後、金沢国税局調査査察部長時代、あるパチンコ店にガサ入れした際、逆上した店主が、「ぶっ殺すぞ!」とわめいてゴルフクラブを振り回したことがあった。現場にいた私は、思わず受話器を取って警察に連絡しようとした時、その店主の長男(大学生)がお父さん、それをやったらお仕舞いだ!」と言って、父親を羽交い絞めにしたので、無事に済んだ。一歩間違えば、同じ運命を辿るところであった。

もう一つは、総務課の隣の徴収課に明らかに精神的に病んだTさんという職員がいた。課の人たちとの会話はできていたようであるし、滞

納者に対する督促ぐらひはできていたようなので、同僚とも出張もしていた。しかし、席にいるときは、いつもホーツとした感じだった。特に、他人に信書を与えるわけでもないのに、同僚からは、「Tさん」とか「T」とか言われていた。この人について、総務課の先輩に、「Tさんはどういった人なのですか?なぜ職員として勤務してられるのですか?」と聞いた。先輩からは、「Tさんは、数年前に差押え等の滞納処分に行った先で、その滞納者が自殺したため、Tさんもそれを苦にして精神を病み、その後、落ちていったものの、あのような状態になっている」「役所としても、そういう人を首には

できないだろう」という話であった。その後、関東信越国税局調査査察部に勤務していた頃、査察調査の尋問中、容疑者が8階のどりの窓から飛び降りたという話も聞かされたことがある。その査察官も、それがショックで精神的に障害を来したようであるが、どうやら職場に復帰したものの、後遺症が残っているとのことであった。

ともあれ、昔から「税金取り」は嫌われ者の代名詞のようなことが言われてきた。かつて、映画「マルサの女」がヒットするまでは、税務職員は「絶対にドラマの主人公はなれない」とも言われてきた。また、川柳に、「火事だ! 税務署だ! ほっけ!」という句がある。これも庶民の税務署への気持ちが表れている。このような嫌われ者の税務職員であっても、皆、勤勉で、善良な人たちの集団である。しかし、職場に忠実で、かつ、熱心に取り組めば取り組むほど他人の恨みを買い、因果な仕事ではある。そのような因果な仕事であるということも、税務職員となった最初の税務署で知ることができたということは、自分にとっても、税務職員としてのあり方等について考えさせられることが多かった。

ところで、このような悲しい話は別に、かつて、行政機関(税務署)の窓口で「どこの役所が一番親切か」というアンケート調査があった際、税務署が一位かる位であったと記憶している。これなどは、税務職員は、厳しい使命を負っているがゆえに、国民に真の行政サービスを提供しようと努めている証左であると言える。

税務職員悲話

法人税法で定められる処理が認められるケースが多いと考えられています。

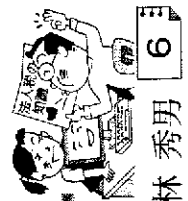
平成28年2月に中小企業庁が設置した「中小企業の会計に関する検討会」により、「中小企業の会計に関する基本要領」(今後「要領」といいます)が公表されています。

要領の本文は、全18頁であり、指針よ

このため、中小企業は、この指針による計算書類の作成が推奨されています。

特に、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、この指針によることが適当であるとされています。

会計参与とは、税理士や公認会計士を前提とした、取締役や監査役と同じ株式会社の役員(取締役)に相当するものを指



小林 秀男

■ 税理士

会計処理に必要な

法人税の知識

■ 税理士

中小企業の会計基準